QURUWA

籠田公園利用ガイドブック

令和４年３月

令和７年11月更新

岡崎市

指定管理者（ホーメックス・三菱地所・三菱地所パークス共同体）

≪目次≫

～はじめに～ 1
1. 本ガイドブックについて 1
2. 公園概要 1
（1）籠田公園について 1
（2）将来像 1
（3）設備位置図 2
（4）電源設備位置図 3
（5）利用可能時間 4
3. イベント等による利用までの流れ 4
4. 籠田公園で出来ること、出来ないこと 6
5. イベント等による利用条件 7
（1）公園利用及び有料公園施設の利用料金について 7
（2）許可条件 7
（3）関係機関等への主な届け出 8
（4）注意事項 9
（5）芝生の利用 12
6. ご利用にあたって 13
（1）予約の解除・利用の停止 13
（2）「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に
基づく排除措置対象となっている団体の排除 13
7. 困ったときは 14

【相談窓口】
指定管理者　電　話　070-3797-4447
メール　okazaki@homex-co.com
【公園設置者】
岡崎市公園緑地課　電　話　0564-23-7406
メール　koen@city.okazaki.lg.jp

～はじめに～

籠田公園は、QURUWA戦略における公民連携プロジェクトの1つとして再整備されました。日常的かつ多様な使い方の実現、周辺エリアに波及効果をもたらすことを目指しています。これまで、市民ワークショップや地元説明会等を行い、よりよい使い方について地元の方や利用者の方と意思疎通を図ってきました。今後も地元の方や利用者の皆さまと意思疎通を図り、より良い公園になることを望みます。

籠田公園は、「つどい、つながり、つづく」をコンセプトに暮らしの質の向上やエリアの価値を高めるための場所として、地元の方や利用者の皆さんと一緒に育てる公園です。イベント利用での様子が明日の籠田公園の日常へと繋がります。イベント時は、近隣住民の方や来園者に配慮したイベント運営をお願いします。イベント利用での豊かさはもちろんのこと、日常も豊かになり、エリアの価値を高める街のシンボルとしてのオープンスペースになるよう、地元の方、利用される方、岡崎市、指定管理者が協力し合って公園を育てることを望みます。

1. 本ガイドブックについて

本ガイドブックは、籠田公園のイベント等の利用について定めたものです。

ご利用に際しては、本ガイドブックの内容を十分にご理解いただき、遵守すると共に、本公園の運営事業者である指定管理者の指示及び施設設置者である岡崎市の指示に従ってください。

2. 公園概要

(1)籠田公園について

籠田公園は、乙川リバーフロント地区整備計画に基づき東岡崎駅周辺地区から乙川、歴史的な市街地をつなぐ最も重要な拠点となるため、桜城橋、中央緑道と共にそれぞれの魅力を生かしながら一本の軸として統一して整備された公園で、約 6,800 ㎡の街区公園です。

公園をこれまでどおりイベント会場として使用できるだけでなく、日常的にも気持ち良く過ごせる場所にすることをコンセプトとしています。

このコンセプトを実現するために、噴水やステージ、屋根の下でくつろげる空間、芝生や木等を活かした広場を配置し、キッチンカーの乗り入れも可能にした幅広い楽しみ方ができる公園です。

(2)将来像

（乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画から引用）

・エリアの価値を高める街のシンボルとしてのオープンスペース

⇒街なかの豊かな暮らしを支え、居住環境を向上させる質の高い空間

・多様な使い方の実現

⇒民間主体の多様な利活用を促進する制度や仕組みの実現

⇒休日のイベント活用に加え、レジャーや交流あるいはオフィスとして、平日に日常的に利用される空間

・アクセス性の向上

⇒カーシェアやサイクルシェアの導入等による多様なモビリティの設置、地下駐車場の活用等による高いアクセス性

（3）設備位置図

施設図添付（※テーブル及び可動チェアについては実際の配置と異なる場合があります。）

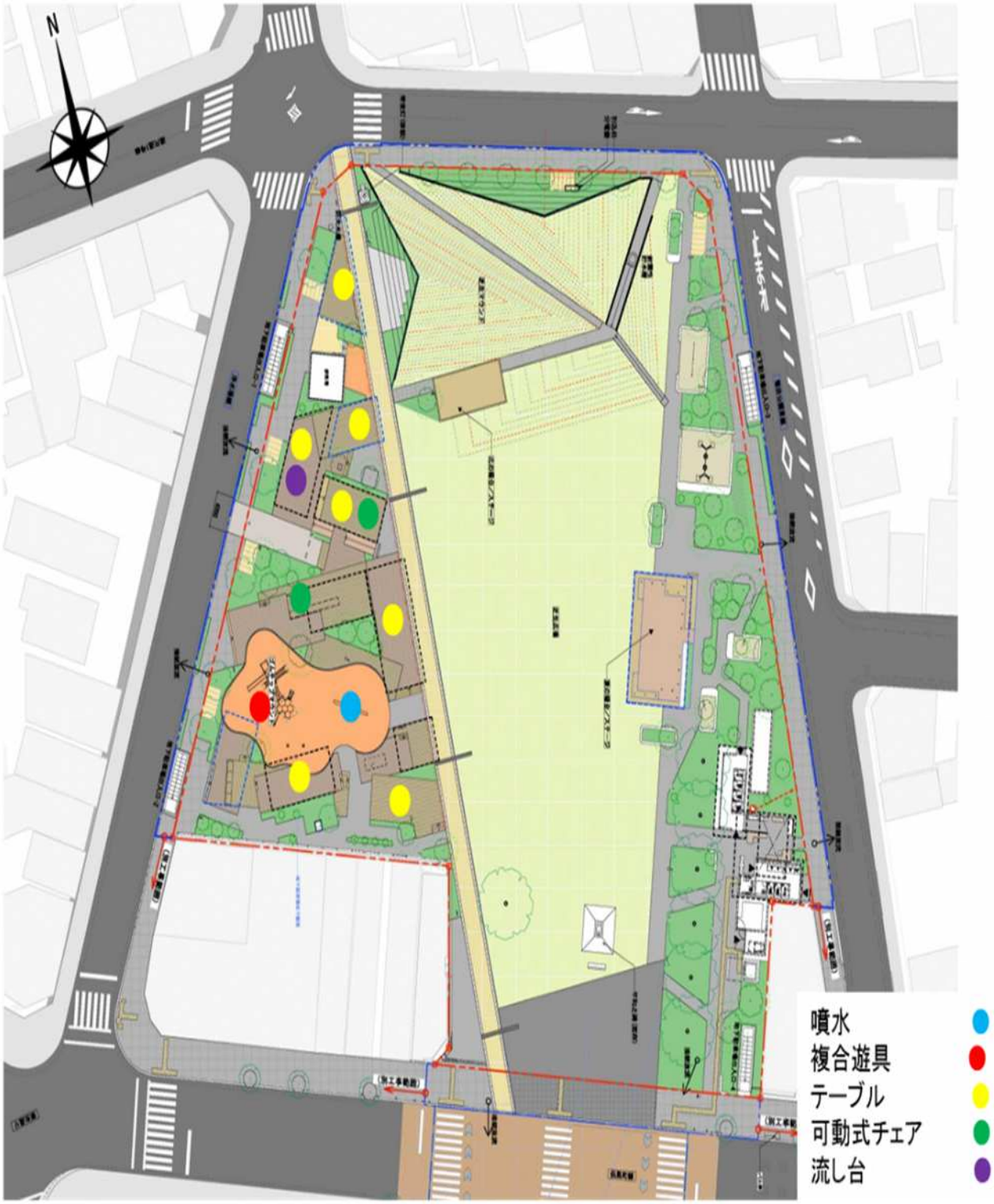

（4）電源設備位置図

施設図添付

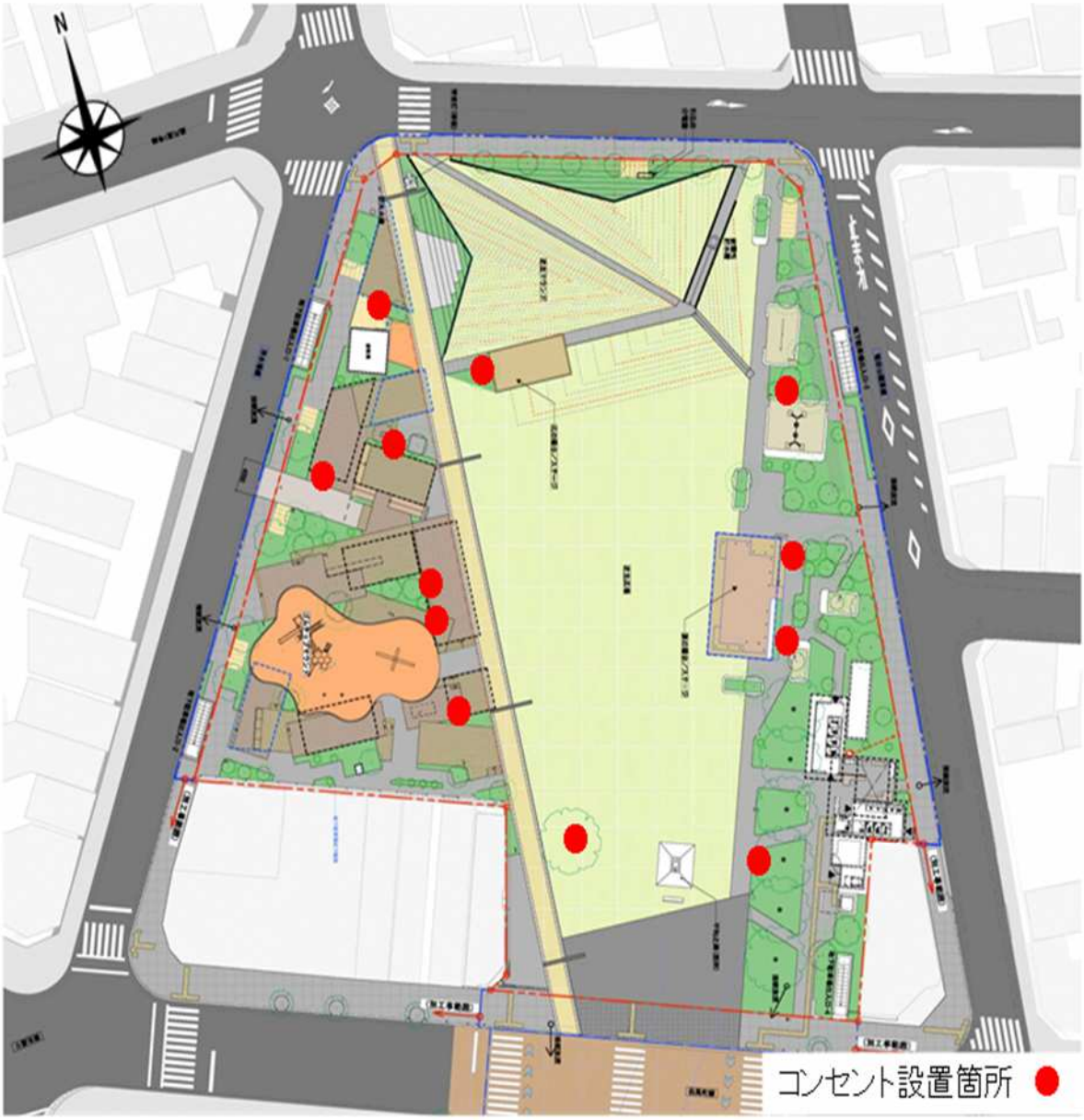

・1基につき 20A まで使用可能

・2個口のため、1個口につき 15A まで使用可能

・容量を超えた場合には、基ごとでブレーカーがとびます

(5)利用可能時間

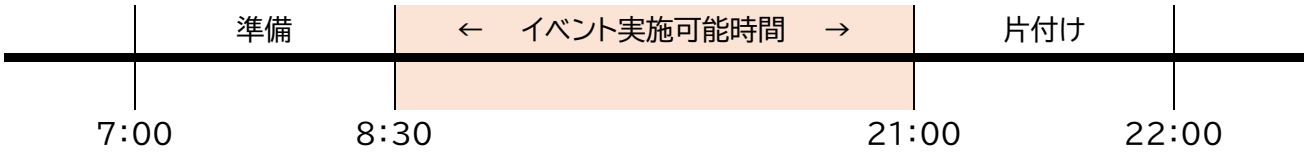

準備可能時間:午前7時から

イベント利用:午前8時 30 分から午後9時まで

ステージ:午前8時 30 分から午後9時まで

電源設備:午前8時 30 分から午後9時まで

※PA 機器調整およびリハーサルなどの音出しは、午前 9 時以降とします。

※市長が認める場合にあっては、時間を延長することができます。

3.イベント等による利用までの流れ

事前相談・仮予約のお問合せ

WEB サイト(https://www.kagodapark.com/) で確認するか、電話により事前相談、空き状況等をお問合せください。

⬇

仮予約

●イベントの開催

仮予約を WEB サイトの入力フォームでご登録いただくか、電話または受付窓口にてお申し付けください。

仮予約をする際にはフォームに記載されている「イベントを開催する際の注意事項」を必ずご確認ください。(ご質問等がある方は指定管理者より説明を受けてください。)

イベントやステージ利用などの仮予約期間は原則、ご利用開始月の6ヵ月前からとなります。仮予約からイベント実施までの期間に余裕を持ってお申し込みください。

6ヵ月前の 1 日～10日までは、WEB フォームと現地の受付用紙で仮予約の申込を受付けします。

21 日以降は通常通り、先着順にて仮予約が可能です。

仮予約いただいた内容を審査し、内容の改善をお願いする場合があります。

また、近隣住民への影響などを考慮し、開催予定日の変更をお願いする場合もあります。

毎月 21 日以降に指定管理者から審査結果の連絡を行います。

●キッチンカーの出店

ご利用開始月の2か月前の 1 日～10日までは、WEB フォームで仮予約の申込を受付けします。

仮予約の確定は21 日までに事務局からメールにて連絡を行います。

21 日以降は通常通り、先着順にて仮予約が可能です。

⬇

地元の方への説明

地元の方が主催する会議にご出席いただきます。会議では、開催するイベントの内容やコンセプト、拡声機の使用や楽器の演奏を行う場合は近隣住民に配慮した音対策などについてご説明をいただきます。

また、必要に応じイベントの内容がわかるチラシの配布をお願いします。

会議の場で出たご意見には真摯にご対応をお願いします。

⬇

利用申込み
籠田公園でのイベント開催ルールについて、改めて指定管理者から説明を受けていただきます。 ルールをご理解いただいた上で、下記書類に必要事項を記入し、指定管理者にご提出ください。 1. 都市公園内行為許可申請書 2. 誓約書(イベントを開催する場合) 3. 行為内容の分かる資料(企画書、事業概要書、チラシなど) 4. 利用場所図面 5. 有料公園施設利用許可申請書(野外ステージや電源設備を利用する場合)

⬇

利用審査、許可証等発行
申請書等を受領後、申請内容等を確認します。 内容に疑義があった場合や調整が必要な場合はご連絡します。 調整後、料金お支払い時に許可証の発行をします。

⬇

料金のお支払い
利用料が発生する場合、利用日の前日までに現金にて、お釣りの無いようにお支払いください。 料金の支払いを確認後、許可証をお渡しします。

⬇

事前調整
提出書類に変更がある場合は、都度ご相談ください。 イベント内容により、保健所や消防署などへの届出が必要な場合は、申請者または各出店者にて届出てください。(出店当日は各許可書等を見える位置に掲示をしてください。)

⬇

実施
誓約書の内容を遵守し、イベントを実施してください。 設営から撤去までの安全管理などは、申請者で行っていただきます。 公園内にイベント内容がわかるポスター等を指定管理者と協議し、ご掲示ください。 ご利用後は原状回復をお願いします。

⬇

実施後
実施後は、2週間以内に WEB サイトの入力フォーム等でイベント開催報告書をご入力いただき、ご提出ください。 開催したイベントの検証のため、地元の方が開催する会議にご出席いただき、イベントの報告をお願いする場合があります。

4. 籠田公園で出来ること、出来ないこと

【自由に出来ること（※許可等は不要です）】

（ラジオ体操、ごまんぞく体操、ピクニック、他の利用者に迷惑がかからない遊びなど）

【許可を得たら出来ること】

【公園で出来ないこと】

（芝生をいためること、激しいスポーツ、スケートボードなど）

5.イベント等による利用条件

(1)公園利用及び有料公園施設の利用料金について

利用料金及び有料公園施設利用料金は、岡崎市都市公園条例で定められています。

① 公園利用料金

物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1㎡日額	50 円
業として写真の撮影	日額	550 円
業として映画の撮影その他これに類するもの	日額	5,550 円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1㎡日額	20 円

・利用料金は積み上げ方式です。テントや席等の面積のみに利用料金が発生します。

例) 露店営業(5㎡の店舗を3店舗出したい)→5㎡×3店舗×50 円＝750 円／1日

無料でヨガ教室(50 ㎡使いたい)→50 ㎡×20 円＝1, 000 円／1日

②有料公園施設利用料金

籠田公園野外ステージ	昼間(午前8時 30 分から午後5時まで)	430 円
	夜間(午後5時から午後 10 時まで)	650 円
籠田公園電源設備	1個1時間につき	100 円

・電源設備の使用料は、1日につき最大 500 円(ただし、営利のための利用は最大 1,000 円)

・野外ステージを営利のため利用する場合は3倍

・電源設備を営利のため利用するものは2倍

・野外ステージ、電源設備を利用する場合において入場料(これに類するものを含む。)を徴収するものは、次に掲げる倍率

入場料が 1,500 円未満のもの 2倍

入場料が 1,500 円以上のもの 3倍

③利用料金返納等の取扱い

既納の利用料金は原則還付しません。

(2)許可条件

・公園施設及びその附属物を損傷し、又は汚損しないこと。

・植物を採取し、又は損傷しないこと。

・土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。

・指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。

・指定された立入禁止区域に立ち入らないこと。

・指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れないこと。

・貼紙、貼札その他の広告物を表示しないこと。

・他人に危害を加え、若しくは迷惑となる物品、動物等を携帯し、又は連行しないこと。

・都市公園をその用途以外に利用しないこと。

・公園施設を損傷した場合は利用者が原状回復すること。

・他法令等による関係機関の許可が必要な場合は、事前に許可を受けること。
・上記の他に、関連法令に従うこと。

(3)関係機関等への主な届け出

届出の種類	担当部署	連絡先	備考
飲食イベント届	岡崎市保健衛生課 食品衛生係	0564- 23-6068	飲食提供を伴う行事を開催する場合は提出してください。
露店の開設届	岡崎市消防本部 中消防署本署	0564- 21-9772	多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設するときは、あらかじめ届け出てください。
火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届	岡崎市消防本部 中消防署本署	0564- 21-9772	火災と紛らわしい煙又は火炎(軽微)を発するおそれのある行為をする場合は、あらかじめ届け出てください。

※その他関係する機関で必要な手続きを行うようにしてください。

（4）注意事項

全体	・イベントを開催する際は、常に街中にある公園であることを意識していただき、近隣住民の方に音出しや路上駐車、喫煙などで迷惑をかけないようにしてください。 ・事前に公園管理者に開催するイベントの詳細を報告してください。 ・近隣住民の方から騒音や振動などにより生活を害するといったご意見があった場合は、可能な限り迅速に対応してください。 ・公園管理者からの指示があった場合は必ず従ってください。 ※改善が見られない場合は、次回以降許可をしない場合があります。
レイアウト、装飾等	・園銘板等の視認（赤線）を妨げない配置にしてください。 ・出店数が多い場合等は、中央緑道を活用することも検討し、鳩像前（赤枠内）には極力物を置かないようにしてください。 ・伝馬通り側から公園内の様子が分かるよう、南北の吹き抜けを意識した配置にしてください。 ・東の縁台ステージを使ったイベントの場合、西側パーゴラとの視認性（赤線）に考慮してください。 ・公園内施設の運営を妨げないようにしてください。 ・パーゴラを使用する際は、下記の優先順位で使用してください。 出店する場合などは、東海道沿いから配置するようにしてください。

	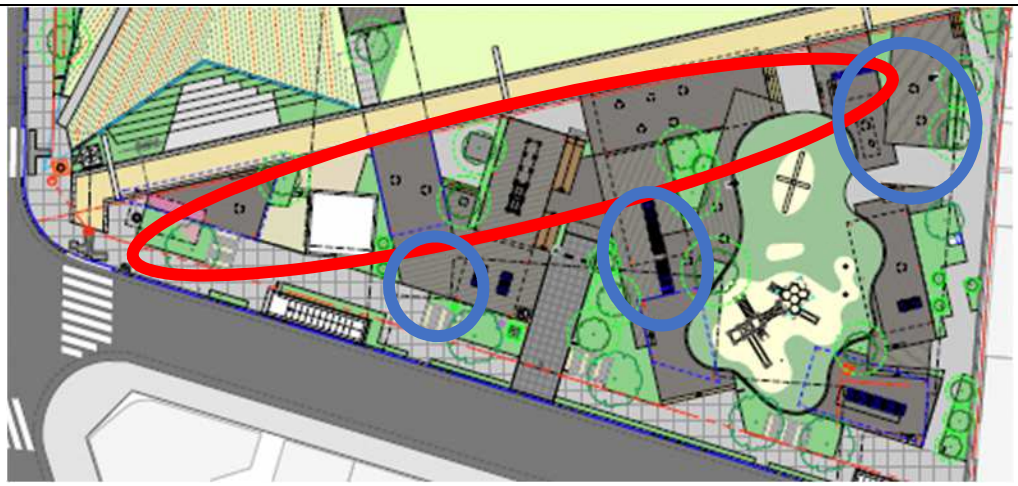 ①東海道沿い（赤枠） ②中央部分とパーゴラ端（青枠） ・パーゴラの使用は最大でも半分までとし、できる限り屋根付きの場所は一般利用者用にするよう配慮してください。
車	・公園内に理由無く常駐することはご遠慮ください。 ・荷物の搬入が終わり次第、速やかに駐車場へ移動してください。 ・籠田公園地下駐車場及び、周辺の有料駐車場をご利用ください。 ・籠田公園周辺は駐車禁止区域となっているため、イベント参加者、出店者等の路上駐車が無いよう、アナウンスや定期的に見回りなどをしてください。 ・キッチンカー含め、芝生への乗入れはできません。
騒音 迷惑行為	・音量には、十分に注意してイベント等を実施してください。 ・街中の公園であることを意識していただき、歌や音楽などを流す際は細心の注意をお願いします。 ・他の来園者にも配慮したご利用をお願いします。
搬出入	・車両進入時は、ハザードランプを点け、徐行で走行してください。 ・荷物の搬出入時は、芝生に乗り入れないようにしてください。
夜間仮置き	・前日準備や連続利用により夜間も資材を置く場合は、主催者の責任、負担において夜間警備対応等を行ってください。 ・他の公園利用者の安全に留意してください。
備品等の設置	・テープ等を使用する際は、跡が残らないようにしてください。 ・ペグを打つ際は、30cm までを可とします。 ・やむを得ず芝生上に備品等を置く場合、芝生を傷めないように養生等をしてください。 ・搬出入時、イベント開催中は、所定の場所以外へ物品等を放置することが無いようにしてください。 ・籠田公園は価値を維持するためのクオリティコントロールが必要であるため、備品等の設置については指定管理者と調整してください。 ・のぼり等は、イベント名が分かるようにしてあるもの、市及び市が関連する施策の PR となるもの以外は原則禁止です。

	OK とする例 ・イベント名のみが書かれたのぼり ・岡崎おもてなしキャラバン隊、地球温暖化防止隊、昇龍氷と書かれたのぼり NG とする例 ・チュロスを販売しているキッチンカーが単にチュロスと書く等、商品名の書かれたのぼりを出す ・基本的なイメージについては以下の図のとおりです。 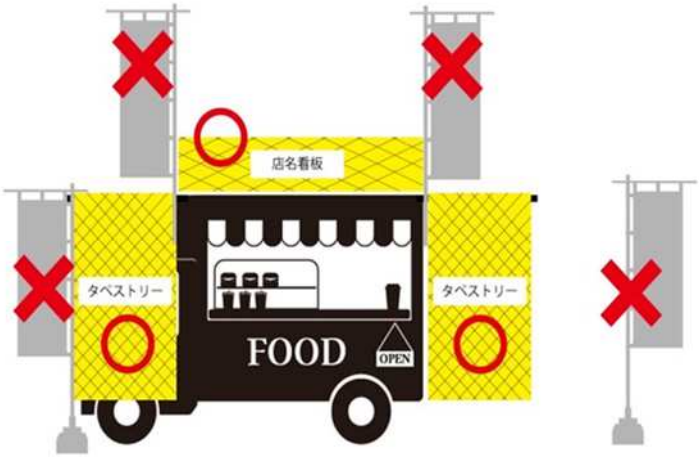 ※利用範囲がむやみに広がらないこと、公園のイメージを損なうことがないようなイメージとして提示しています。
その他	・ごみは主催者で持ち帰るようにしてください。イベント終了後、ゴミが落ちていないか確認をしてください。 ・煙が出るような調理方法はご遠慮ください。 ・使用期間中、イベントの責任者は必ず会場に常駐し、許可証を携行して下さい。 ・公園内は禁煙です。 ・施設を傷めるスケートボート等は禁止です。 ・施設を損傷した場合は、原因者で復旧して下さい。 ・AED（自動体外式除細動器）を指定管理者にて準備しております。貸出しをご希望される方は指定管理者までお申し出ください。

(5)芝生の利用

籠田公園の芝生は、リニューアル前から市民の皆様に大切に管理されてきた歴史があり、**公園のシンボル**です。また、籠田公園を含む天下の道全体が緑豊かな空間となることを目指しています。

そのため、**イベントや日常的に利用する人も芝生が傷まないよう大切に使うことを心掛けていただき、ご利用にあたっては以下の内容を遵守いただきますようお願いします。**

芝生利用に関する注意事項

利用方法	用意するもの	注意事項
テント	・杭、ペグ(30 ㎝まで)	・ウエイトや錘で固定しないにしてください。芝もそのほうが喜びます。
焚火	・芝生保護材(※1) ・防炎シート ・焚火台	・芝生保護材の上に防炎シートを敷き、その上に焚火台を設置してください。芝が熱いよーってならなくなります。 利用例 ・直火で使用しないでください。 ・灰が芝生の上に落ちないように処理してください。芝生もいきなり熱くなるとびっくりします。
スポーツ		・芝生も穴があくと痛いよーってなってしまうのでスパイクシューズを使用しないでください。
ふわふわ遊具		・原則禁止とします。 イメージ図

〇全体の注意事項

・芝生の上での調理を伴う飲食露店は原則禁止とします。(物販は可能です。)
・物(クーラーボックスや机を折りたたんだものなど面での荷重がかかる物)を置く場合は、必ず芝生保護材(※1)を敷いてください。
・2日間イベントがある場合で物を残置する場合は必ず芝生保護材を敷いてください。
・芝生内には車両を乗り入れないでください。
・芝生に着色などをして汚さないでください。
・イベント実施中や終了後において、余った飲み物や氷、洗剤を芝生に撒かず、原則持ち帰りましょう。(例:シャボン液など)
・犬の排泄物(おしっこ)後には多めの水を流しましょう。
・芝生の上ではビニールシート等の通気性の良くない物は使用せず、ゴザ等の通気性の良いものを使用しましょう。
・その他、不明なことは指定管理者に必ず確認をお願いします。

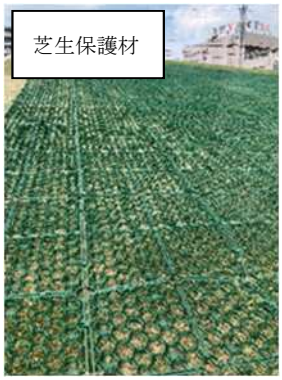

※1 芝生保護材(タフタフガード)は指定管理者にて貸し出しをしますので、原則使用してください。使用していない場合は口頭で注意します。

6.ご利用にあたって

(1)予約の解除・利用の停止

次の事項に該当する場合は、予約解除・利用停止を言い渡す場合があります。

・「5.(2)許可条件」の各項に該当すると認められた場合
・所定の期日までに入金が確認できない場合
・過去に無断でキャンセルした場合
・天災地変や不測の事故、災害など不可抗力により本公園の利用が不可能となった場合
・本公園の安全、管理、運営の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
・関係官公庁より中止命令が出た場合
・過去に使用面積計算等で不正があった場合
・過去に主催者及び出店者等にルール違反等があり改善が認められない場合

(2)「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年2月 24 日合意)に基づく排除措置対象となっている団体の排除

次の内容に該当する場合、利用できません。

・申請者等が暴力団員であると認められる団体
・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体

7. 困ったときは

Q 利用受付け窓口はどこか。

A 指定管理者の事務所「籠田町 15 番地 三徳屋ビル 2 階(籠田公園と中央緑道の交差点南西角)」です。
営業時間 午前8時 30 分～午後5時 30 分

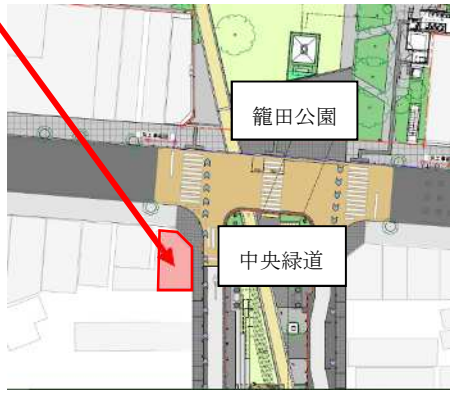

Q 施設を破損してしまった。

A 070-3797-4447(指定管理者)までご連絡ください。

Q ステージ等の屋根の上に物が乗ってしまった。

A 070-3797-4447(指定管理者)までご連絡ください。

Q ブレーカーが落ちてしまった。

A 電源ボックス内にあるブレーカーをあげてください。

Q 備品を借りたい。

A 公園内にある移動式の椅子、机はご自由に使用できます。ご利用後は元に戻してください。ただし、他の利用者も利用するため、公園内の可動式の椅子 93 脚、机 14 脚のうち、その半分程度を目安としてください。
その他の貸出備品はありません。

Q 公園の鍵はいつ、どこで借りられるか。

A 実施日の1週間前から指定管理者の事務所(籠田町 15 番地 三徳屋ビル 2 階)で貸出を行います。

Q 怪我をしてしまった。

A 利用受付け窓口にお越しください。

Q 緊急時の連絡先はどこか。

A 070-3797-4447(指定管理者)にご連絡ください。

Ver.10　2025年11月17日